

長 人

※ 出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくれず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。  無戸籍 法務省

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

記入の注意

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛
 (出生届の届出地市区町村長 宛)

申請にあたり、以下について記入してください。

※姓、名、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです。
 ※住所は実家以外の希望した送付先にて確定した個人番号カードを受けとれます

①利用証明用電子証明書暗証番号		☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】		
⑤住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由		
⑥連絡先電話番号【必須】		

(注)

①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
 利用者証明用電子証明書……インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合は、①の欄に暗証番号は記入せず、②に○をつけてください。

②住民用コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
 住民用コードの基本4桁番号を暗証し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。

③個人番号カードは、郵留希望等により住所地向付されます。住所地向付の個人番号カードの送付先とする市町村に記載してください。

※出生届、出生届附記に記載された事項は、この申請にも用いられます。
 氏名文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付前に、住所地区域民課へその旨を申し出てください。